

資料23 市町村 分別収集計画 (第3期 :平成15~19年度)概要

平成15年7月1日現在

市町村組合名	分別収集実施予定										
	特定分別基準適合物 (特定事業者にリサイクル義務のある容器包装)							容器包装リサイクル法第2条第6項指定物 (特定事業者にリサイクル義務が生じない容器包装)			
	ガラスびん			その他紙	PET	その他プラ		スチール	アルミ	段ボール	紙パック
	無色	茶色	その他			(トレイ)					
	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度
京都市	H9	H9	H9	×	H9	H14		H9	H9	×	H9
福知山市	H9	H9	H9	(H15)	H14	H15	(H15)	H9	H9	H12	H9
舞鶴市	H10	H9	H10	(H15)	H10	H12		H9	H9	H12	(H15)
綾部市	H9	H9	H9	×	H12	×	H12	H9	H9	H12	H9
宇治市	H9	H9	H9	×	H9	H13		H9	H9	H12	H9
宮津市	H9	H9	H9	H14	H9	H14		H9	H9	H12	H9
亀岡市	H9	H9	H9	×	H12	×	(H15)	H9	H9	(H15)	(H15)
城陽市	H9	H9	H9	×	H9	H13		H9	H9	H14	H9
向日市	H9	H9	H9	×	H11	H13		H9	H9	(H18)	H14
長岡京市	H9	H9	H9	×	H11	H13		H9	H9	H14	H14
八幡市	H9	H9	H9	×	H9	H13		H9	H9	(H15)	H9
京田辺市	H10	H10	H10	(H19)	H10	×	(H15)	H10	H10	(H15)	H9
大山崎町	H9	H9	H9	×	H11	H13		H9	H9	×	×
久御山町	H9	H9	H9	×	H9	H13		H9	H9	H14	H9
井手町	H9	H9	H9	×	H9	H13		H9	H9	H12	H9
宇治田原町	H9	H9	H9	×	H10	H13		H9	H9	H12	H10
山城町	H9	H9	H9	H12	H9	H12	H12	H9	H9	H12	H9
木津町	H9	H9	H9	H12	H9	H12		H9	H9	H12	H9
加茂町	H9	H9	H9	(H15)	H11	H15		H9	H9	H12	H12
笠置町	H11	H11	H11	H15	H11	H15		H9	H9	H12	(H15)
和束町	H11	H11	H11	(H15)	H11	H15	(H15)	H9	H9	H14	(H15)
精華町	H9	H9	H9	(H16)	H9	H12		H9	H9	H12	H9
南山城村	H11	H11	H11	(H15)	H11	H15	(H15)	H9	H9	H14	(H15)
船井郡衛生管理組合 (京北町、美山町、園部町、 八木町、丹波町、日吉町、 瑞穂町、和知町)	H9	H9	H9	×	H10	H14		H9	H9	H12	H10
天田地方じんあい処理組合 (三和町、夜久野町、大江町)	H9	H9	H9	(H15)	H12	(H15)	H12	H9	H9	H14	H14
加悦町	H9	H9	H9	H14	H9	H14	H12	H9	H9	H12	H9
岩滝町	H9	H9	H9	H14	H9	H14		H9	H9	H12	H9
伊根町	H12	H12	H12	H14	H12	H14	H13	H9	H9	(H15)	(H15)
野田川町	H9	H9	H9	H15	H9	H14	H12	H9	H9	H12	H9
峰山町	H9	H9	H9	(H15)	H14	H14	(H15)	H9	H9	H12	H12
大宮町	H9	H9	H9	(H15)	H9	H14	H12	H9	H9	H12	H12
網野町	H9	H9	H9	(H15)	H14	H14	(H15)	H9	H9	H12	H9
丹後町	H9	H9	H9	(H15)	H14	H14	(H15)	H9	H9	H14	(H15)
弥栄町	H9	H9	H9	(H15)	H14	H14	(H15)	H9	H9	H14	H14
久美浜町	H11	H11	H11	(H18)	H11	H14		H9	H9	H14	H14
19年度計画市町村数合計	44	44	44	24	44	41	18	44	44	42	43

(注) *京都市分別収集促進計画上の「分別」とは、市町村が数値を把握しているもので毎月の分別収集報告をしているものであり、分別の実態はあるが数値報告されていないものは分別実施のカウントをしていない。

トレイのみの分別は実施せず、トレイをその他プラスチックに含めて分別収集する。

□ 分別実施済み。分別を開始した年度を記載。

■ 平成15年7月現在で分別を実施していないもので、第3期計画において実施を計画するもの。()内は第3期計画における実施予定年度。

× 分別収集を実施しないもの。